

静労発基 1223 第 3 号

令和 6 年 12 月 23 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年 12 月 11 日付け静労発基 1211 第 2 号により災害増加に係る要請を行ったところですが、静岡県内では本年 12 月 10 日から 12 月 20 日までの期間において、5 件もの労災死亡事故が発生しています。

このため静岡労働局では、「労災死亡事故多発警戒」を発令し、各労働基準監督署に対して、監督指導等の強化を指示したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、別添のリーフレットを活用いただき、死亡災害はもとより、全ての労働災害防止のため、適切な安全衛生管理を徹底されるよう要請します。

緊急事態！！

労災死亡事故多発中

直近約10日間において5人が死亡

令和6年12月10日から12月20日までの期間において、5件もの労災死亡事故が発生しています。（事故の詳細は裏面参照。）

静岡労働局では、このような状況を受け「**労災死亡事故多発警戒**」を発令し、より一層の労災死亡事故防止を呼びかけています。

事業主の皆さまにおかれましては、次の労働災害防止対策の実施状況を今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

労働災害防止のためのチェックリスト

①安全衛生管理体制について

- 事業場の安全衛生管理体制が整備されているか。
- 安全衛生管理者、作業主任者、職長等事業場の責任者から業務の遂行状況を報告させ、必要に応じ実施状況について指導ができているか。

②「5S」について

- 整理、整頓、清掃、清潔、しつめの「5S」について徹底されているか。

③リスクアセスメントについて

- 職場に存在する多種多様な危険性又は有害性の特定ができているか。
- 特定した危険有害性をもとに、リスクの見積もりができているか。
- 見積もりしたリスクをもとに、リスク低減対策ができているか。

④日常的な安全衛生活動について

- KYT（危険予知訓練）やヒヤリハット活動が実施されているか。

⑤安全衛生教育について

- 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長教育等の各種教育が行われているか。

⑥健康管理について

- 作業前に体調不良等の異常がないことの確認ができているか。
- 労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施しているか。

《労災死亡事故状況詳細》

発生日	業種	年齢	発生状況
12月10日	土木 工事業	40代	線路で、レールの溶接作業をしていたところ、貨物列車と衝突した。
12月20日	輸送用機械 等製造業	40代	車の部品を洗浄する作業をしていたところ、機械にはさまれ死亡した。
12月20日	その他の 接客娯楽業	70代	ゴルフ場内の高木（約5メートル）の選定作業中、脚立から約1.5メートル下の地面に転落し死亡した。
12月20日	窯業土石製 品製造業	30代	生コン車の上から約4メートル下のコンクリート地面に墜落し死亡した。
12月20日	土木 工事業	50代	クレーン機能付きドラグ・ショベルでゴム製マットを運ぶ作業中、当該マットの下敷きになり死亡した。

○12月1日～1月15日は、「静岡年末年始無災害運動」期間です！

当該期間、県内では転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれの順に多く災害が発生しており、この3つで全体の50%以上を占めています。

詳細は⇒



○上記5件中2件が建設業で発生

建設業の安全対策に関してガイドライン等を公表しています。詳細は⇒



○全国的に高年齢労働者が被災する割合が増加しています。

厚生労働省では、令和2年3月より「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を公表し、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組んでいただけるようお願いしています。

◎エイジフレンドリーガイドラインの詳細は

